

銚子市地域おこし協力隊（民間企業等受入型）受入事業者 仕様書

1 事業の目的

地域の活性化及び地域産業の振興を図るため、地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）と民間企業等（以下「事業者」という。）が連携することで、民間活力の活用による地域協力活動の創出と、将来的な隊員の定住・定着を目指します。

2 委託業務の対象事業

次のいずれかの地域協力活動に係る事業を対象とします。

- (1) 地域住民の生活支援に関する活動
- (2) 地域行事及び地域コミュニティ活性化に関する活動
- (3) 地域資源の保全、発掘及び振興に関する活動
- (4) 地域の情報発信に関する活動
- (5) その他官民連携・協働の重要性の認識に立って、民間活力の活用による地域協力活動の創出・振興を図るとともに、市内の産業経済団体等と連携・協働して、地域の活性化のために市長が必要と認める活動

3 事業者の責務

事業者の責務として次のことに対応していただきます。

- (1) 隊員の雇用に関すること
- (2) 隊員候補者の選定に関すること
- (3) 隊員活動支援、管理、実績のとりまとめ
- (4) 隊員活動に必要な情報収集・研究
- (5) 隊員の地域への定住のためのサポート
- (6) 隊員の日常生活に関する助言や相談
- (7) その他隊員の円滑な地域協力活動のために必要な事項

4 委託契約期間

委託契約締結日から令和7年3月31日まで。

隊員の任期（最長3年）に応じて再委託することができます。

5 委託契約金額

- (1) 1隊員あたり金4,800,000円/年（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。なお、次の内訳の上限を超える流用は認められません。

内訳	報償費	2,800,000円
	上記以外の活動に関する経費【活動費】	2,000,000円

※「報償費」は年度途中で雇用した場合又は解雇した場合の上限は、月割により計算します（1,000円に満たない端数は切り捨てる。）。

- (2) 金額は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」（平成21年総行応第38号）の地方財政措置額を財源に支援するものであり、国の同要綱の改正が行われた場合は、金額に変更が生じることがあります。

6 隊員の活動に関する対象経費【活動費】

別表「対象経費一覧」のとおり

7 隊員の活動条件

- (1) 隊員の1日の活動時間は7時間45分、原則として週38時間45分を基準として、隊員と事業者が協議のうえ定めてください。
- (2) 雇用関係は、労働関係法令の所定の手続きを遵守してください。
- (3) 隊員は、地域協力活動に支障がない範囲において、当該事業者の許可を得て別途就業等ができるよう調整してください。

8 隊員の活動報告

- (1) 毎月の本業務終了後、翌月の7日までに地域おこし協力隊活動月報（別記様式第4号）を作成し、市長に提出してください。
- (2) 委託期間中の毎年度3月31日までに地域おこし協力隊活動年報（別記様式第5号）を作成し、市長に提出してください。
- (3) 委嘱期間の途中で退任したとき、又は解嘱されたときは、事由発生日から起算して、5日以内に月報及び年報を提出してください。
- (4) 各種活動報告の作成は原則として隊員が行いますが、事業者は内容の確認を行うとともに、期限内の提出にご配慮ください。

9 実績報告等

委託業務が完了した際には、以下の書類を作成し、提出してください。

- (1) 実績報告書（別記様式第6号）
- (2) 地域協力活動が確認できる書類
- (3) 決算報告書（別途様式第7号）
- (4) 収支状況が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

10 調査等

委託料の処理状況及び委託業務の実施内容について、市は、調査し、報告を求め、又は当該委託料及び業務の実施につき適正な履行を求めることがあります。

別表

銚子市地域おこし協力隊隊員の活動に関する対象経費一覧

費用区分	対象経費	対象外経費
住 宅 費	家賃等（月額上限 <u>50,000 円</u> ）	光熱水費、共益費、敷金礼金
報 償 費	司会、講師、協力者等に対する謝礼	記念品代
旅 費	講師等の交通費	隊員の日常的交通費
消 耗 品 費	消耗品、消耗機材、書籍、材料等の購入費	個人に帰属する物品の購入費
印 刷 製 本 費	チラシ、ポスター、報告書、資料等の印刷、コピー代	
通 信 運 搬 費	インターネット利用料、携帯電話使用料など（月額上限 <u>5,000 円</u> ）	隊員の日常的通信運搬費
手 数 料	各種申請手数料、銀行振込手数料	
保 険 料	申請者及び参加者等の損害・賠償責任等保険料	
委 託 料	業務委託料及び設計等委託料	契約書のない委託料
自動車借上料	【自家用車の借上】「銚子市職員の自家用自動車の公務使用に関する要綱」に準じて支給（燃料費込みで走行距離 1km につき 30 円） 【自動車リース】車両は月額 40,000 円を上限とする。燃料費は、10km/l とし、市の単価契約に準じて支給	自動車の走行経路・距離を記録※していない場合 ※任意様式で可
使用料・賃借料	会場や会議室、機器等の使用料又は賃借料	
原 材 料 費	建物等の建築又は事業に必要な資材等の購入費	
備 品 購 入 費	備品の購入費	個人に帰属する備品の購入費
そ の 他	市との事前協議により、事業実施に必要不可欠と認められた経費	

（注）上記の経費（住宅費を除く。）はいずれも、直接、地域おこし協力隊活動の用に供されるものでなければ対象経費としない。

なお、必要経費については事前に協議のうえ、市が認める範囲の額に限るものとする。

別記様式第1号

銚子市地域おこし協力隊員受入申込書

令和 年 月 日

銚子市長 様

所在地
事業所名
代表者職氏名

下記のとおり、銚子市地域おこし協力隊員受入事業者として申し込みます。

事業者名	
所在地	〒
主な業務内容	
受入希望時期及び期間	令和 年 月 日 から 年 ヶ月間
担当者連絡先	担当者名： 電 話： メ ー ル：

同意書

銚子市地域おこし協力隊員受入れのため、市税の納付状況について市が確認することに同意します。

代表者氏名 _____

別記様式第2号

応募要件に係る宣誓書（事業者用）

令和 年 月 日

銚子市長 様

所在地
事業所名
代表者職氏名

銚子市地域おこし協力隊員の受入れを申し込むに当たり、下記のすべての要件に該当し、応募資格を有していることを宣誓します。

記

- (1) 市内で事業活動をしている法人又は個人事業主であり、市内に事業所又は住所を有し、市民税の申告義務があり市税を滞納していないこと。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者でないこと。
- (3) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者でないこと。
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者でないこと。

銚子市長 様

所在地
事業所名
代表者職氏名

活動支援事業等提案書

1 現状と課題	
2 具体的な事業内容	
3 隊員受入れの必要性	(隊員の配置により銚子市の活性化にどのような貢献や役割を目指すのか)
4 隊員の役割や活動内容 求める人物像等	(事業の推進体制や任用時の職位、能力・経験・年齢層等)
5 隊員の支援体制及び 地域住民との関わり方	(隊員の支援体制、地域住民・関係団体との交流等)
6 期待される効果	
7 事業の継続性及び 事業スケジュール	
8 隊員の任期満了後の 定住・定着の支援体制	
9 活動経費	■報償費の予定額 内訳
	■活動費の予定額 内訳
10 その他	

※できるだけ詳細に記入し、必要に応じて、別紙または資料を添付してください。

別記様式第4号

令和 年 月 日

銚子市長 様

氏名

地域おこし協力隊活動 <月報>

銚子市地域おこし協力隊設置要綱第9条第1項の規定に基づき次のとおり報告します。

地域協力活動報告月	令和 年 月分
活動内容	
翌月の活動予定内容	
要望又は意見等	

別記様式第 5 号

令和 年 月 日

銚子市長 様

氏 名

地域おこし協力隊活動 <年報>

銚子市地域おこし協力隊設置要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき次のとおり報告します。

地域協力活動報告年度	令和 年度分
活動内容	
次年度の活動予定内容	
要望又は意見等	

別記様式第6号

実 績 報 告 書

令和 年 月 日

銚子市長 様

所在地
事業所名
代表者氏名

業務名：地域おこし協力隊（民間企業等受入型）業務

令和 年 月 日付けで契約した上記の業務について完了したので、報告
します。

1 業務完了日 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2 活動内容

3 その他

別記様式第7号

決 算 報 告 書

令和 年 月 日

銚子市長 様

所在地
事業所名
代表者氏名

次のとおり令和 年度の銚子市地域おこし協力隊（民間企業等受入型）の決算額を報告します。

	項 目	積算根拠	金額（円）
報 償 費			
	小 計・・・①		
活 動 費			
	小 計・・・②		
合 計・・・①+②			

※別紙での提出も可とします。